

新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保に関するご協力のお願について

新規コロナ感染者の再拡大による病床ひっ迫を回避するため、現行病床協力金による運用期間終了後の病床確保に向け、協力金制度を継続して実施しますので、ご協力をお願いいたします。

1 対象

別紙のとおり

2 協力金

1床あたり1,000万円（ただし、許可病床に限る。）

※ 軽症・中等症、重症ともに上記の額を適用。

※ 疑似症患者専用の病床は対象外。

※ すでに確保している「疑似症患者専用病床」が「陽性患者用病床」又は「陽性及び疑似症患者用病床」への転用となる場合は対象外。

※ 大阪府に提出済みの「病床運用計画」の最大確保数（令和2年12月3日現在）を減少した後、再度受入病床数を増加させる場合、その最大確保数までの受入病床は対象外。

3 交付の要件

(1) 大阪府に新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関としての登録が完了していること。

(2) 病床の配置にあたり、新型コロナウイルス感染症以外の患者と独立した動線が確保されていること。

(3) 酸素投与及び呼吸モニタリングの対応が可能であること。

(4) 令和4年3月31日まで継続して病床を運用し、大阪府の要請に基づき患者を受け入れること。

(5) 令和4年4月1日から令和4年6月30日まで、大阪府の要請に基づき、受入病床を運用し感染症患者を受け入れること。

4 大阪府登録申請期間

令和4年3月31日（木）

※本制度をご利用いただくには、大阪府へ病床運用計画書を提出し新型コロナウイルス感染症受入病床の登録が必要です。

※大阪府の手続きに一定時間を要するため、申請意向がある場合は、必ず事前に大阪府へ連絡してください。

【連絡先】大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課計画推進グループ（病床確保班）

電話番号：06-6944-6028

E-mail: coronataisaku19@gbox.pref.osaka.lg.jp

5 協力金申請期間

令和4年4月20日（水）まで

6 申請書類
詳細は後日

7 申請書類の提出等
大阪市保健所保健医療対策課
電話番号：06-6647-0671